

2008年6月作成

どちらも大切
「へらさないこと」「家族の未来」



フォーライフ
For Life
ステップアップ

ハートフォード生命保険株式会社の変額終身保険 A 型
ステップアップ死亡保障特約 2007（終身保険用）

この商品パンフレットは、商品内容説明のための補助資料
です。ご契約の際には、「契約締結前交付書面（契約概要・
注意喚起情報）／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」
を必ずご覧ください。



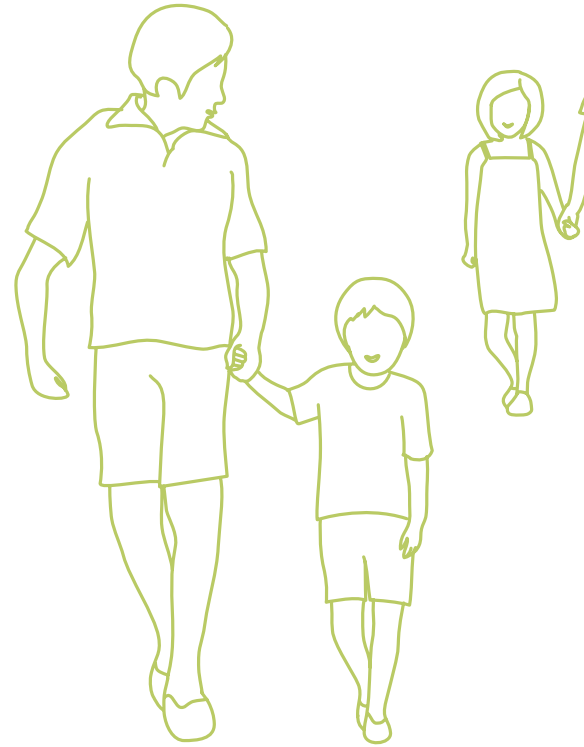
“家族の未来”を“元気”にしたい

変額終身保険はいろいろな使い方ができます。

将来に備えて、「安全性を重視」しつつ
 少しでも「ふやしたい」という人にもオススメです、
 もうひとつ、忘れてならないのが「うまくのこす」機能です。

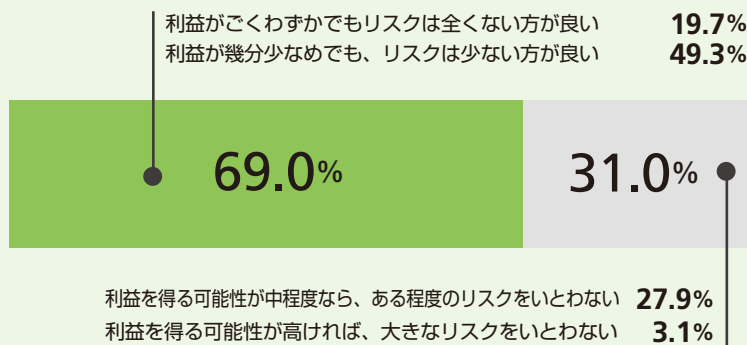
例えば、相続が発生した際、
 家族が当面の資金に困らないことや
 資金に名前をつけてのこすことも可能です。

これらの3つの特徴を生かして
 自分や家族の未来を元気にしてみませんか？



1 安全性 へらしたくない

日本では投資におけるリスクはなるべく避け、元本が保証される商品に投資したいという方が多いようです。「5カ国退職意識調査」によると約7割の方がリスクの少ない商品に興味を抱いています。

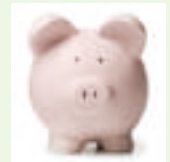


出所：ハートフォード生命「5カ国退職意識調査」(2007年11月)

2 インフレ

保険契約した時は十分だと考えてい
 少なく感じる場合があります。それ
 れません。5年、10年の運用ではイ
 です。

1,000万円 は家計
1977年
4年4カ月



出所：総務省統計

⚠️ お客さまが負うことになる投資のリスクについて

変額終身保険は一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や資産残高等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、資産残高・解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。



フォーライフ ステップアップは 家族の笑顔も保障する一時払変額終身保険です



ファンドを通じて
国内外の株式や債券等で
運用されます。

被保険者の死亡時には
死亡保険金を受け取れます。
また死亡保険金には最低保証があります。

死亡保険金の最低保証額は
一時払保険料相当額の 150% を
上限に毎年見直されます。

ご注意いただきたいポイント

5.10
ページへ

運用により資産残高が変動するため
死亡保険金額や解約払戻金額も
変動します。

10
ページへ

解約・一部解約を行った場合等には
受取総額が一時払保険料相当額を
下回ることがあります。

5
ページへ

運用によっては
死亡保険金の最低保証額が
全く変わらない可能性があります。

そなえたい

たのに、受け取る時には意外と金額が
はインフレによる目減りが原因かもし
ンフレは忘れてはいけない大きな要素

の支出の何カ月分？

2007年

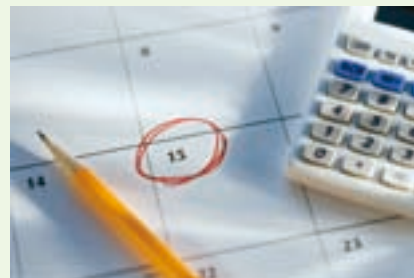
2年9カ月



局「家計調査」よりハートフォード生命にて作成

3 相続 もめたくない

相続を経験したことがある方を対象にした調査で「相続の際に最も
困ったこと」を質問したところ、多かったのは、「遺産分割」「被相
続人の預金の引き出し」「納税資金」です。



出所：ハートフォード生命および株式会社シニアコミュニケーションによる「相続に関する調査」（2007年）

この商品パンフレットでは

● 積立金額を「資産残高」 ● 特別勘定を「ファンド」 ● 最大契約応当日積立金額を「死亡保険金の最低保証額」と表記しています。



家族の笑顔 をイメージ

フォーライフ ステップアップは、一生涯にわたる死亡保険金の最低保証額は、運用実績により最大

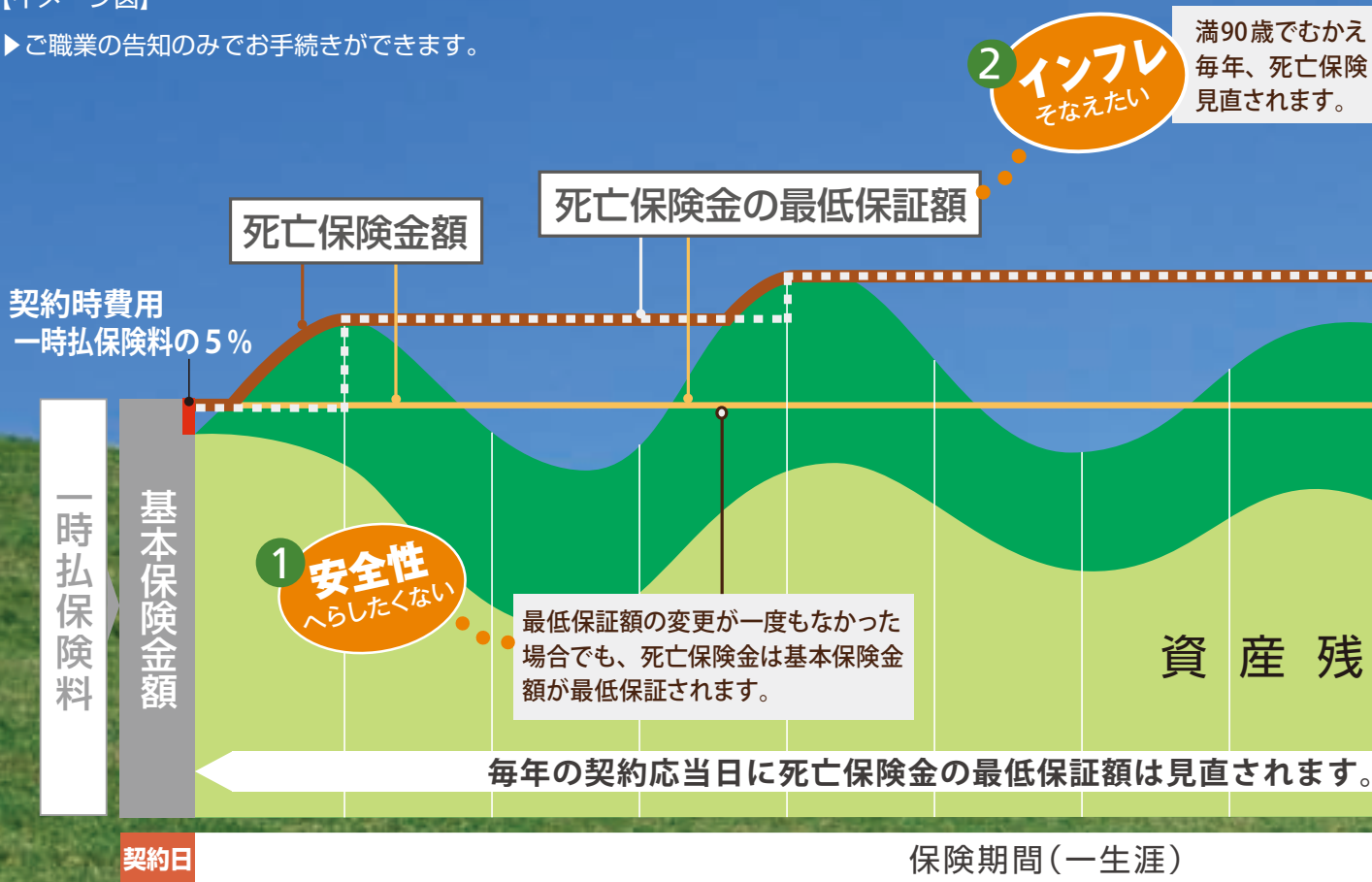
▶専用のファンドで運用されます

▶死亡保険金には最低保証があります

- 被保険者がお亡くなりになった日の、①資産残高 ②死亡保険金の最低保証額 のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお受け取りいただけます。

【イメージ図】

▶ご職業の告知のみでお手続きができます。



- この保険は、運用実績に応じて資産残高が変動します。
- このイメージ図は基本保険金額が一定の場合を想定しており、増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や資産残高を保証するものではありません。
- 基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約があった場合は一部解約請求金額の資産残高に対する割合に応じて減額します。
- 契約日からその日を含めて8日目(8日目が営業日でない場合は翌営業日)の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。

しながら、 **ステップアップ** でのこしたい

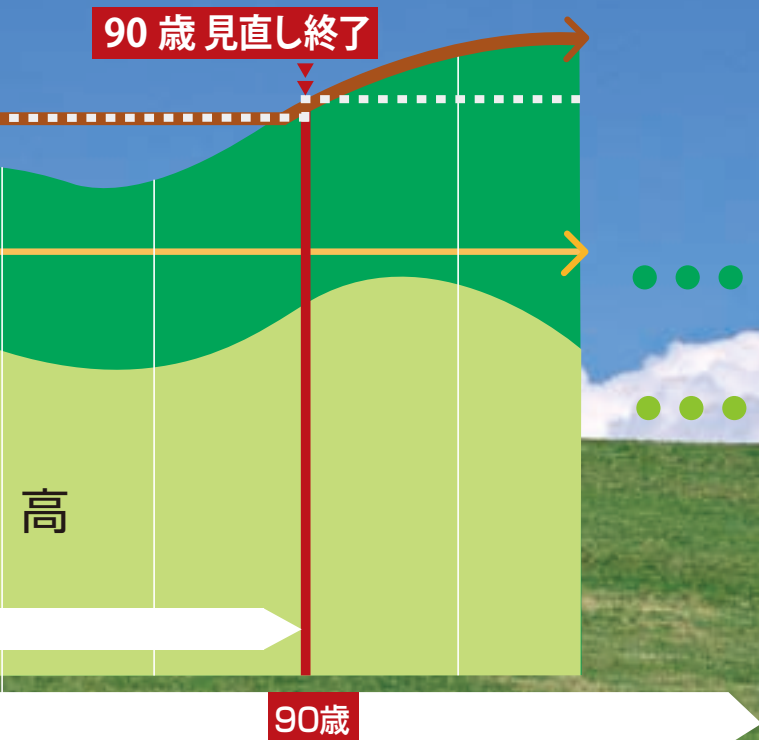


って保障がつづく生命保険です。
で一時払保険料の 150%までアップします。

▶死亡保険金の最低保証額は見直されます

- ご契約時の最低保証額は、基本保険金額と同額です。
- 毎年の契約応当日に、①契約応当日の資産残高 ②前日の最低保証額 を比べて、いずれか大きい金額を契約応当日以後の最低保証額とします。
- 最低保証額は基本保険金額（一時払保険料相当額）の 150% を上限とします。
- 被保険者が満 90 歳でむかえる契約応当日まで毎年見直されます。

る契約応当日まで、
金の最低保証額は



3

相続
もめたくない

のこした資金で
家族をサポートできます！

- 家族間での遺産分割の調整に
- 相続発生後、引き出しにいくくなる預貯金のかわりに
- 相続税の納付に



契約時費用

一時払保険料・
増額保険料の 5%

この保険契約の締結などに必要な費用です。

一時払保険料や増額保険料の 5% 相当額が保険料のファンドへの繰入の際に保険料から控除されます。



解約・一部解約を行った場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること（元本割れリスク）があります。

「スムーズな資金化」と「資金に名前をつけてのこす

▶死亡保険金の最低保証額

被保険者がお亡くなりになった日の、①資産残高 ②死亡保険金の最低保証額 のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお受け取りいただけます。ただし、契約日からその日を含めて8日以内（8日目が営業日でない場合は翌営業日まで）に被保険者がお亡くなりになった場合は基本保険金額となります。

▼死亡保険金の相続税非課税枠

契約者と被保険者が同一人で、受取人が被保険者の相続人である死亡保険金は相続税の対象となりますが、相続人全体で **500万円 × 法定相続人の数** の金額までは非課税となります（相続税法第12条）。

死亡保険金の受取には次の方法があります。

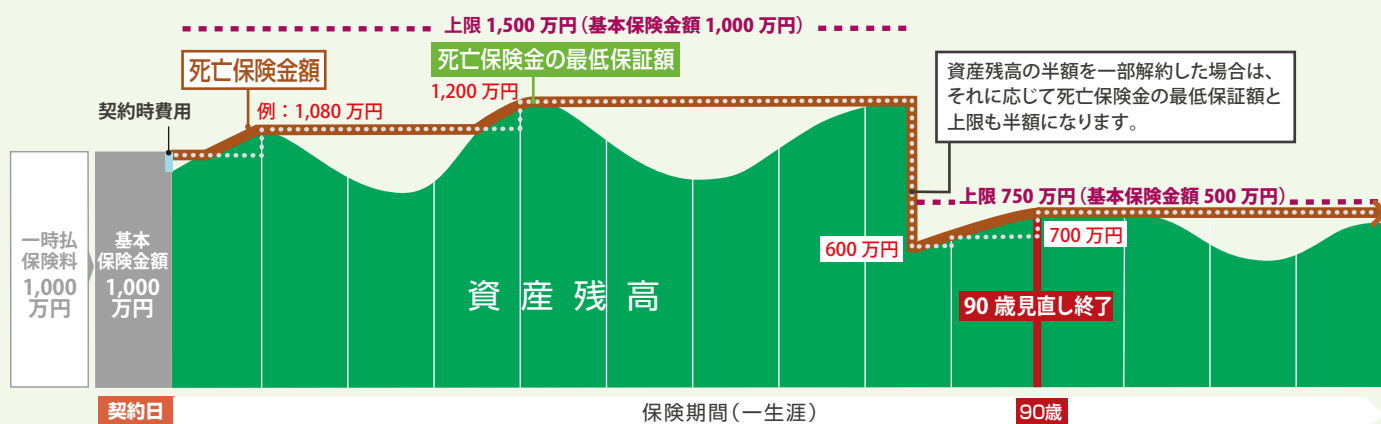
- 一括受取 …… 全額を一括でお受け取りになる方法です。
- 年金受取 …… 毎年定額の確定年金でお受け取りになる方法です。
- 据置受取 …… 全額を一定期間保険会社の定める利率で据え置いた後にお受け取りになる方法です。

▶死亡保険金の最低保証額の見直しについて

ご契約時の死亡保険金の最低保証額は、基本保険金額と同額です。

最低保証額は被保険者が満90歳でむかえる契約応当日まで毎年見直されます。契約応当日の資産残高が最低保証額を上回っていたときは、基本保険金額（一時払保険料相当額）の150%を上限として、その資産残高が以後の最低保証額になります。一部解約を行わない限り、最低保証額が途中で下がることはありません。

【一時払保険料1,000万円で加入した場合のイメージ図】



- この保険は、運用実績に応じて資産残高が変動します。
- このイメージ図は、一部解約のあった場合を想定したものです。将来の死亡保険金額や資産残高を保証するものではありません。
- 基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約があった場合は一部解約請求金額の資産残高に対する割合に応じて減額します。
- 契約日からその日を含めて8日目（8日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。

	資産残高に対して年率 2.15%	新規契約の成立や維持等に必要となる費用ならびに死亡保険金を支払うために必要な費用です。ファンドの資産残高に対する割合（率）で決められており、資産残高にこの割合（率）を乗じた金額の1/365が資産残高から毎日控除されます。
--	------------------	--

」ことが**未来の安心**につながります



▶ 相続年金支払特約について

次の世代に死亡保険金を「年金でのこす」ことを契約者が指定できます。

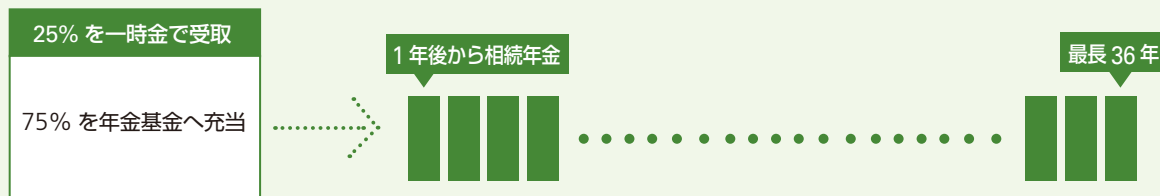
▼ 相続年金

死亡保険金の 100%、75%、50% または 25% を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこすことができます。

▼ 相続年金受取期間

契約者が 5・10・15・20・25・30・35・36 年から指定します。相続年金は相続年金受取人からのお申し出があっても一括で受け取ることはできません。

【75% を年金基金へ充当したイメージ図】



▶ 年金受給権の評価

相続年金支払特約を付加した場合の年金受給権の評価（定期金に関する権利の評価）は、下記の算式により計算されます（相続税法第 24 条）。平成 20 年 3 月現在：将来変更となることもあります。

$$\text{評価額} = \text{相続年金受取総額} \times \text{評価割合}$$

▼ 相続年金の評価割合

残存期間	5 年以下	5 年超～10 年以下	10 年超～15 年以下	15 年超～25 年以下	25 年超～35 年以下	35 年超
相続年金受取総額に対する割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

※上記の評価割合で求められた金額に対して、生命保険金の非課税枠（500 万円×法定相続人の数）の適用が可能です。



年金管理費

年金額の 1%

年金受取を利用する場合、年金受取時に控除されます。

「世界のオススメ」を持ち寄った

▶ファンドについて

▼国際分散投資を行います

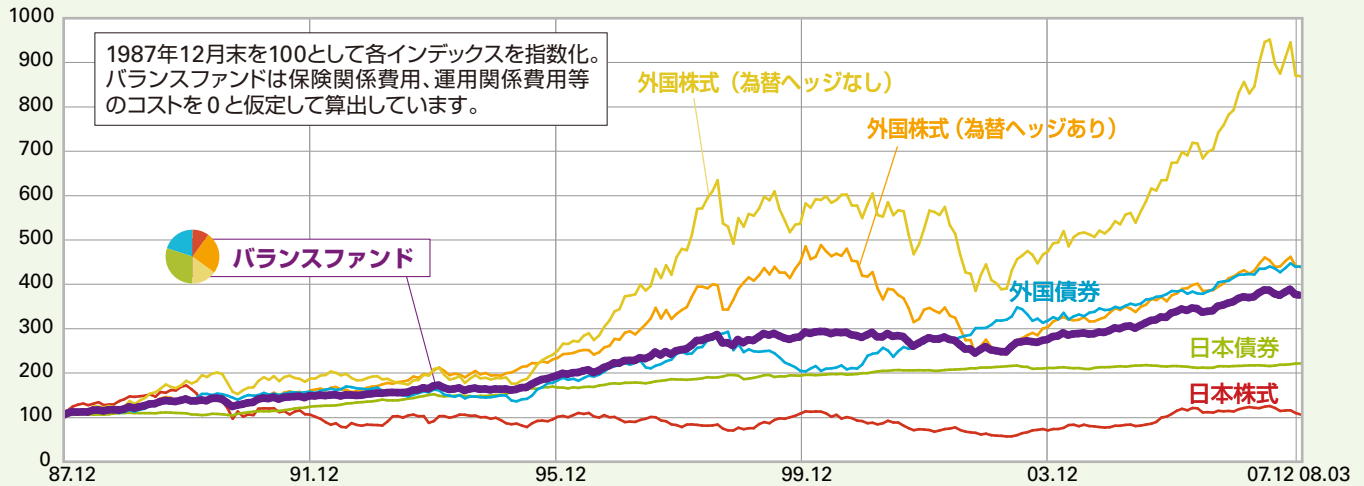
ファンド名称	世界アセットH5 SS
主な投資対象となる投資信託	ステート・ストリート・グローバルバランス50VA<適格機関投資家限定>
運用方針・リスク等	日本株式、外国株式、外国債券を主要投資対象とする外国投資信託証券ならびに日本債券を主要投資対象とするマザーファンドに主として投資することにより、日本を含む世界の株式および公社債等に分散投資を行います。株式と債券の基本配分比率はそれぞれ50%とします。外国株式部分のうち25%については、その外国投資信託証券において為替ヘッジが行われます。価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等があります。
基本配分比率	<p>日本株式 10% 外国株式 (為替ヘッジあり) 25% 外国株式 (為替ヘッジなし) 15% 日本債券 30% 外国債券 20%</p>
運用会社	<p>ステート・ストリート投信投資顧問株式会社 (2008年7月「ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社」へ商号変更予定)</p> <p>ステート・ストリート投信投資顧問株式会社の母体であるステート・ストリート銀行は、米国ボストンを本拠とする歴史と伝統を有する金融機関であり、卓越した財務内容と高い信用力を有しています。最先端テクノロジーと高度な運用技術を駆使したクオンツ運用に定評があり、特にインデックス運用では世界有数の資産運用会社として評価されています。</p> <p>STATE STREET GLOBAL ADVISORS SSGA</p>
<p>費用</p> <p>運用関係費用</p> <p>ファンドの運用にかかる費用です。</p>	<p>投資信託の信託財産に対して 年率 0.5236% 程度 (税抜年率 0.5042% 程度)</p> <p>外国投資信託証券ならびにマザーファンドを投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ」であるため、ファンド・オブ・ファンズ自身の信託報酬に加え、主要投資対象である外国投資信託証券の信託報酬も考慮した場合の費用です。信託報酬は、投資対象である投資信託にかかる信託報酬年率 0.4085%程度 (税抜年率 0.3890%) と、その投資対象である各外国投資信託証券にかかる信託報酬年率 0.1645%を組入割合に応じて按分した信託報酬年率 0.1152%程度との合計年率 0.5236% (税抜年率 0.5042%程度) となります。</p> <p>信託報酬のほか、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。</p>

詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

ファンドで運用します



【ご参考】資産種別インデックスと世界アセットH5 S Sと同じ基本配分比率の指数の推移シミュレーション（費用控除前）



■ 使用インデックス

【日本株式】 TOPIX（東証株価指数配当込み）【外国株式（為替ヘッジあり）】 MSCI コクサイ・インデックス（配当なし、現地通貨ベース）と MSCI コクサイ・インデックス（配当なし、円ヘッジベース）から算出した為替ヘッジコストを、MSCI コクサイ・インデックス（グロス、現地通貨ベース）から控除してハートフォード生命にて作成したインデックス
 【外国株式（為替ヘッジなし）】 MSCI コクサイ・インデックス（グロス、円換算ベース）【日本債券】 NOMURA-BPI 総合指数
 【外国債券】 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

【バランスファンド】 上記資産をそれぞれ、日本株式（10.0%）、外国株式（為替ヘッジあり、25.0%）、外国株式（為替ヘッジなし、15.0%）、日本債券（30.0%）、外国債券（20.0%）の比率で保有した場合の収益率（毎月末に基本配分比率に戻した前提で、各資産クラスの月次収益率よりハートフォード生命にて作成）

【データ期間】 1987年12月末～2008年03月末【データ出所】 野村総合研究所、Bloomberg

【ご参考】資産残高の推移シミュレーション

年率 2.5%、▲ 2.5% の収益率で運用を続けられた場合の資産残高は、次のとおり推移することになります。

一時払保険料	契約時費用	収益率（保険関係費用・運用関係費用控除後）	5年後	10年後	15年後	20年後
1,000万円	5%控除	年率 2.5%	約 1,074 万円	約 1,215 万円	約 1,375 万円	約 1,555 万円
		年率 ▲ 2.5%	約 837 万円 （死亡保険金額 1,000万円）	約 737 万円 （死亡保険金額 1,000万円）	約 650 万円 （死亡保険金額 1,000万円）	約 572 万円 （死亡保険金額 1,000万円）

⚠ 当資料をご覧くださいと上で、ご注意ください

グラフや表は過去において当ファンドが各インデックスに基づく運用成果を実現したと仮定した場合のシミュレーションであり、実際の運用による結果ではなく、また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。指数の推移シミュレーションでは保険期間の初日から、資産残高の推移シミュレーションでは保険期間の9日目からそれぞれファンドにより運用されたものとして計算しています。



想いを伝える前に大切

▶ 税金のお取り扱い

▼ ご契約時：生命保険料控除

ご契約時または増額時にお払い込みいただいた一時払保険料は、その年の『一般の生命保険料控除』の対象となります。その他の保険料等と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

生命保険料	生命保険料控除（所得控除）の金額
年間 10 万円超	所得税：5 万円、住民税：3.5 万円

生命保険料控除の対象となる生命保険料等は、納税者本人が契約者（保険料負担者）であり、保険金受取人のすべてを納税者本人、その配偶者、またはその他の親族（6 親等内の血族および 3 親等内の姻族）とする生命保険契約等の保険料等に限られます。

▼ 解約時の差益に対する課税

	税金のお取り扱いと種類
解約・一部解約	総合課税 所得税（一時所得）+ 住民税

▼ 死亡保険金受取時の課税

契約者（保険料負担者）と死亡した被保険者が同一人で、受取人が被保険者の相続人である死亡保険金は、相続人全体で **500 万円 × 法定相続人の数** の金額までは非課税で、これを超える部分の金額が相続税の対象となります（相続税法第 12 条）。

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金のお取り扱いと種類
A（本人）	A（本人）	A の相続人	相続税 ※（500 万円 × 法定相続人の数）の適用が可能です
		A の相続人以外	相続税
	B（本人以外）	A（本人）	総合課税 所得税（一時所得）+ 住民税
		C（A、B 以外）	贈与税

▼ 相続年金に対する課税（契約者と被保険者が同一人の場合に限られます）

相続年金の受取総額に対して評価割合を乗じた金額が、上記の死亡保険金とあわせて相続税の対象となります（相続税法第 24 条）。

$$\text{評価額} = \text{相続年金受取総額} \times \text{評価割合}$$

▼ 相続年金の評価割合

残存期間	5 年以下	5 年超～ 10 年以下	10 年超～ 15 年以下	15 年超～ 25 年以下	25 年超～ 35 年以下	35 年超
相続年金受取総額に対する割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%



税金のお取り扱いについては、平成 20 年 3 月現在施行中の税制によるものです。したがって将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いについては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

なのは、「税金」のこと



▶ 解約・一部解約について

▼ 全部解約について

保険期間中にご契約の全部を解約して、解約日の資産残高を払戻金として受け取ることができます。

▼ 一部解約について

保険期間中にご契約の一部を解約して、払戻金を受け取ることができます。

【契約日からその日を含めて 8 日以内の解約のお取り扱いについて】
 契約日からその日を含めて 8 日以内（8 日目が営業日でない場合は翌営業日まで）の解約については、受領した一時払保険料相当額を全額払戻いたします。
 ※契約日からその日を含めて 8 日以内の解約のお扱いは、ハートフォード生命が不備のない必要書類を期限内に受領した場合に対象となります。クーリング・オフ制度とはお取り扱いが異なりますのでご注意ください。

解約または一部解約を行った場合には、一時払保険料相当額が最低保証されませんのでご注意ください。

▶ 商品の概要

被保険者加入年齢	0 歳～満 80 歳		
保険料払込方法	一時払のみ		
払込保険料	200 万円～ 3 億円（1 円単位） ※他にハートフォード生命でのご契約がある場合は通算して 5 億円を超えることはできません。		
告知項目	職業告知のみ		
保険期間	終身 契約日からその日を含めて 8 日目（8 日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。		
付加できる特約	相続年金支払特約		
増 額	100 万円以上（1 円単位） 契約日からその日を含めて 8 日目（8 日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、満 81 歳でむかえる契約応当日の前日まで取り扱います。		
クーリング・オフ制度（お申し込みの撤回等）	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日とお申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内（消印有効）であれば、書面によりお申し込みの撤回等を行うことができます。		
 費用 諸費用	ご契約時および増額時	契約時費用	一時払保険料・増額保険料の 5%
	保険期間中	保険関係費用	資産残高に対して年率 2.15%
		運用関係費用	投資信託の信託財産に対して年率 0.5236% 程度（税抜年率 0.5042% 程度）
	年金受取期間中	年金管理費	年金額の 1%
この商品にかかる費用の合計額は、「ご契約時の費用（「契約時費用」）」と「保険期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用」）」となります。また、特定のお客さまには「増額時の費用（「契約時費用」）」および「年金管理費」がかかります。			

一部解約の際には以下の点にご注意ください

- 一部解約後の基本保険金額は 100 万円以上かつ資産残高は 50 万円以上必要です。
- 一部解約の場合、一部解約請求金額の資産残高に対する割合に応じて基本保険金額が減額されます。
- 資産残高が基本保険金額を下回っているときに一部解約をした場合、受取総額が一時払保険料相当額を下回る可能性があります。

ハートフォード生命はセカンドライフのための

バリエーション豊かなアドバイス、ソリューションを提案します。

ハートフォード生命は「セカンドライフの達人」として、トップブランドを目指します。



ハートフォード生命について

THE HARTFORD (米国)

米国では火災保険事業から始まり、200年近くにわたり、顧客の信頼に応えてきました。特に変額個人年金 (Variable Annuity) 事業では全米でもトップクラスの規模にあります。2007年12月末でのグループ全体の総資産は3,603.61億ドル (1ドル = 114.16円換算で約41兆1,388億円) に及びます。



リンカーン

リンカーン・アメリカ第16代大統領には、ご自宅の火災損害保険をご契約いただきました。



ベーブ・ルース

メジャーリーグの往年のホームラン王、ベーブ・ルース選手には、シーズン中の病欠欠場による収入減をカバーする収入補償保険をご契約いただきました。

ハートフォード生命保険株式会社 (日本)

ハートフォード生命保険株式会社は、日本での営業開始以来、販売が好調に伸び、これまでの個人年金保険の累計販売額は4兆円を超えました。

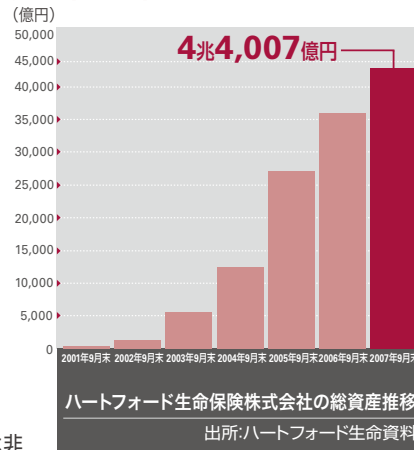
総資産においては2007年9月末時点で、4兆4,007億円となりました。また、変額個人年金保険の特別勘定資産残高は3兆9,925億円、国内シェア24.2%で日本ナンバーワン*の実績を誇っています。

*保険毎日新聞 (2007年12月7日発行) より

日本のハートフォード生命は、スタンダード & アース社より「AA-」(保険契約債務を履行する能力は非常に強い) の保険財務力格付けを取得しています。

AA- 保険契約債務を履行する能力は非常に強い。2008年3月末日現在

◎ 保険財務力格付けとは、保険会社の保険金を支払う能力に対するスタンダード & アース社の現時点での意見です。格付けは保険会社の財務力あるいは安全性を保証するものではなく、同社が保険金支払等について保証するものでもありません。
◎ 最新の格付け情報については、スタンダード & アース社のウェブサイト、<http://www.standardandpoors.co.jp> をご覧ください。



「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切なことから、および特別勘定 (ファンド) の投資する投資信託等についてご説明しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。後日お送りする保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

募集代理店からのお知らせ～生命保険契約の当社でのお取り扱いにあたって

- 本保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。
- 本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

この保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。詳しくは、「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」をご覧ください。

「フォーライフ ステップアップ」はハートフォード生命保険株式会社の変額終身保険 A 型・ステップアップ死亡保障特約 2007 (終身保険用) の商品名です。ハートフォード生命保険株式会社は、募集代理店と募集代理店委託契約を締結し、募集代理店の変額保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて変額終身保険を販売いたします。この保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」をご覧のうえ、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

■ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者 (生命保険募集人) は、お客さまとハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

■ 生命保険契約者保護機構について

万一、保険会社が経営破綻した場合、死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減される場合があります。その際には「生命保険契約者保護機構」により、ご契約の保護が図られることとなります。ただし、この場合にも死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減されることがあります。契約者保護措置の詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 ■ TEL 03 (3286) 2820 ■ ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

【募集代理店】



【引受保険会社】

ハートフォード生命保険株式会社
〒105-0022
東京都港区海岸 1-2-20
汐留ビルディング 15 階
TEL : 03-6219-3784 (みんなのハートフォード)
<http://www.hartfordlife.co.jp>